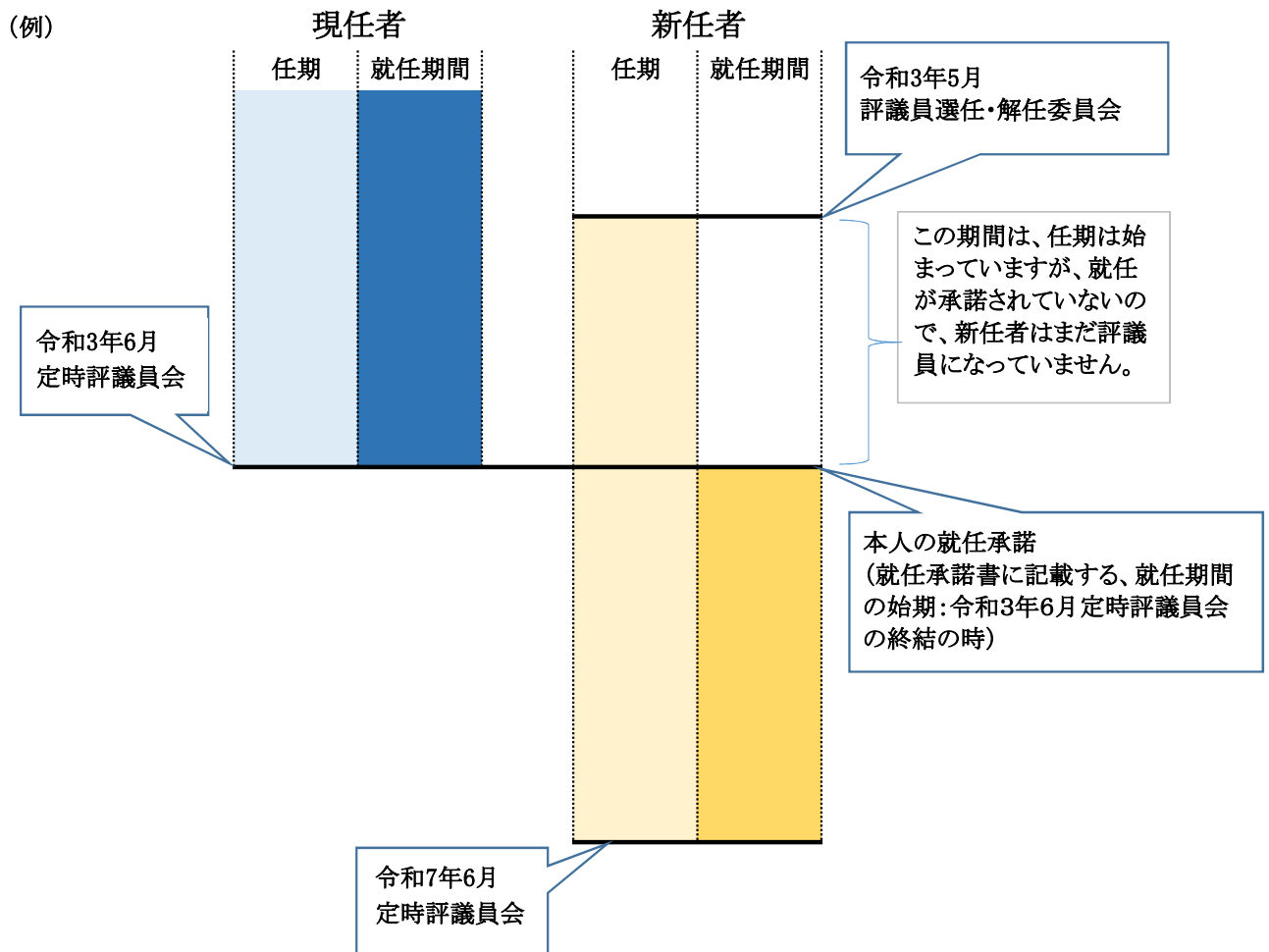


## 定時評議員会の開催日より前に新たな評議員を選任するときの注意点



### (注意)

評議員の任期の始期は、評議員選任・解任委員会で選任を決議した日からとなりますので、定時評議員会の開催日までに評議員選任・解任委員会で新たな評議員の選任を決議した場合は、現任と新任の評議員の任期が重なることになります。(評議員が再任される場合であっても法的には評議員が二重に存在することになります。)

このような状況を生じさせないためには、新たに選任された評議員が、その就任承諾の始期を「令和3年6月の定時評議員会の終結の時から」とする必要があります。(評議員としての選任がなされても、選任された者が就任を承諾しない限りは、選任された評議員は存在しないことになり、就任を承諾するまでの間は、従前の評議員がその権利と義務を有することになります。)

なお、評議員選任・解任委員会を令和2年度中(令和3年3月31日まで)に開催し、新たな評議員の選任の決議を行うと、当該評議員の任期は令和6年の定時評議員会の終結の時までとなるため、任期が上の例よりも1年短くなります。このことにより、役員の改選期と評議員の改選期が1年ずれることもあります。